

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（6件）（ 〃 ）	1
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	3
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	3
<b>公 告</b>	
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	3
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3

## 告 示

### 高知県告示第724号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
川 村 歯 科 四万十市具同田黒三丁目7番5号 平29・10・1号

### 高知県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日  
野市整形外科医 香南市野市町西野2235 平29・9・1院

### 高知県告示第726号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸郡北川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第727号

平成29年8月農林水産省告示第1329号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日下村本郷940番地イ  
イ 氏名  
宮田 三河
  - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日高村本郷940番地イの2  
イ 氏名  
宮田 三河
  - ア 登記簿記載の住所  
京都市下京区西七条東八反田町31・32合番地  
イ 氏名  
片岡 智準

- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡別府村別枝99番屋敷下1番戸

イ 氏名  
大石 勇

- ア 登記簿記載の住所  
高知市昭和町21番18号

イ 氏名  
久禮田 徹

- ア 登記簿記載の住所  
高知市昭和町21番18号

イ 氏名  
久禮田 美代

- ア 登記簿記載の住所  
高知市播磨屋町67番地

イ 氏名  
久禮田 美代

- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成4年11月農林水産省告示第1187号
  - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

### 高知県告示第728号

平成29年8月農林水産省告示第1330号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市井口町188番地  
イ 氏名  
福地 益喜
  - ア 登記簿記載の住所  
中村市入田19番地  
イ 氏名  
小松 ミヨ
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

<p>平成3年5月農林水産省告示第671号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第729号</b></p> <p>平成29年8月農林水産省告示第1332号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年11月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町地藏寺652番地 イ 氏名 伊藤 貞雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村上津川 イ 氏名 近藤 亀次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 和田 槌五郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村上津川315番地 イ 氏名 和田 春亀</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上津川5番2号地 イ 氏名 川村 友衛</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡森村南泉31番屋敷 イ 氏名 谷 嘉久馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市新田町15番11号 イ 氏名 森 美智代</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山丙169番地 イ 氏名 今西 春利</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山1663番地 イ 氏名 澤田 繁男</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市南宝永町17番16号 イ 氏名 今西 強</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市廿代町10番17号 イ 氏名 今西 強</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山甲166番地 イ 氏名 和田 峠茂</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山宮ノ谷丙260番地 イ 氏名 仁井田神社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年5月農林水産省告示第614号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第730号</b></p> <p>平成29年9月農林水産省告示第1448号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所及び本山町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年11月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市足摺岬49番地3 イ 氏名 井上 稔</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡清水町伊佐1296番地 イ 氏名 井上 道</p>	<p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町七戸170番地 イ 氏名 山下 亀遊</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成4年10月農林水産省告示第1090号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第731号</b></p> <p>平成29年9月農林水産省告示第1449号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年11月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村田井76番地 イ 氏名 和田 護</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町相川1399番地 イ 氏名 谷 佳代</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川下名158番地 イ 氏名 村上 タカヲ</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村立川下名252番地 イ 氏名 村上 正茂</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地 イ 氏名 村上 正茂</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮200番地20 イ 氏名 村上 民男</p>
--	--	---

(7)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村立川下名1169番地  
イ 氏名  
朝比 充興志

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成7年1月農林水産省告示第72号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第732号**  
平成29年9月農林水産省告示第1450号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
(1) 登記簿記載の住所  
高知市万々43番地6  
(2) 氏名  
西村 憲二

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成2年7月農林水産省告示第976号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第733号**  
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 河川の名称  
二級河川国分川水系2支金谷川  
2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成29年11月24日

3 廃川敷地等の位置  
右岸 高知市愛宕山169番2 地内  
4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 33.14平方メートル  
5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**高知県告示第734号**  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。  
平成29年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市篠原字宮ノ林887-1地先	南国市篠原字荒神前1347地先	27.00	444.80
		29.00	

公 告

平成29年11月12日付けをもって自交総連北部ユニオン執行委員長比江森清から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。  
平成29年11月13日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件  
労働条件の改善について  
2 日時  
平成29年11月27日午前5時以降及び同月28日午前5時以降  
3 場所  
株式会社県交北部交通川口本社及び株式会社県交北部交通柳瀬営業所  
4 争議行為の概要  
川口本社及び柳瀬営業所においてストライキを実施する。

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市介良乙丙土地改良区から次のとおり退任及び就任した

役員の届出があった。  
平成29年11月24日

| 役名   | 氏 名   | 住 所          | 高知県知事 尾崎 正直 |
|------|-------|--------------|-------------|
| (退任) |       |              |             |
| 理事   | 竹内 邦雄 | 高知市介良丙 110番地 |             |
| 〃    | 田中 孝親 | 〃 〃 613番地    |             |
| 〃    | 川添 裕之 | 〃 介良乙2160番地  |             |
| 〃    | 國澤 正勝 | 〃 〃 1643番地   |             |
| 〃    | 葛岡 博樹 | 〃 〃 2500番地   |             |
| 〃    | 竹内 直志 | 〃 〃 1324番地2  |             |
| 〃    | 竹内 義昭 | 〃 〃 2922番地   |             |
| 〃    | 濱田 喜正 | 〃 介良丙 543番地  |             |
| 〃    | 西村清一郎 | 〃 介良乙2688番地4 |             |
| 〃    | 山添真次郎 | 〃 大津乙 479番地  |             |
| 監事   | 横山 聡  | 〃 介良乙2011番地  |             |
| 〃    | 中島 正根 | 〃 介良丙 29番地   |             |
| (就任) |       |              |             |
| 理事   | 竹内 邦雄 | 高知市介良丙 110番地 |             |
| 〃    | 田中 孝親 | 〃 〃 613番地    |             |
| 〃    | 川添 裕之 | 〃 介良乙2160番地  |             |
| 〃    | 國澤 正勝 | 〃 〃 1643番地   |             |
| 〃    | 十河 賢二 | 〃 〃 2525番地   |             |
| 〃    | 竹内 直志 | 〃 〃 1324番地2  |             |
| 〃    | 竹内 義昭 | 〃 〃 2922番地   |             |
| 〃    | 濱田 喜正 | 〃 介良丙 543番地  |             |
| 〃    | 藤本 充廣 | 〃 介良乙2669番地6 |             |
| 〃    | 山添真次郎 | 〃 大津乙 479番地  |             |
| 監事   | 桑原 猛  | 〃 介良乙1696番地  |             |
| 〃    | 藤本 青史 | 〃 〃 2688番地5  |             |